

福祉施設における 災害支援プログラム ガイドブック Vol.3

平時の地域公益活動による「災害時の住民支援体制づくり」編

CONTENTS

はじめに ②

基本的な考え方Q&A ③

① 福祉施設・事業所が「災害時の住民支援体制」に取り組む重要性・意義とは

具体的な方法・視点 ⑧

「平時の地域公益活動」から「災害時の住民支援体制」へ

②-1 福祉施設・事業所での取組(想定例)

②-2 市町村域における社会福祉法人等ネットワークでの災害支援関連の

取組紹介

まとめ ⑬

岡山ささえ愛センターについて ⑭

- ・ 本ガイドブックの作成過程
- ・ 部会構成委員名簿

福祉施設における災害支援プログラム
ガイドブックご紹介Vol.1・2 ⑮

県内の市町村域における社会福祉法人等
ネットワーク設置状況

はじめに

— 本ガイドブックの作成にあたって —



社会福祉施設における災害福祉支援体制の構築部会
部会長 寺坂 弘昭

本ガイドブックの発行もこのたびVol.3となります。

岡山県地域公益活動推進センターでは、県内共通の地域生活課題の解決に向けて、“オール岡山”での取組の裾野を広げるべく、令和2年度から「社会福祉施設における災害福祉支援体制の構築部会」を設置・検討し、ガイドブックによる普及啓発を行ってまいりました。

ガイドブックVol.1では、「福祉施設における災害支援プログラム検討会～コロナ禍における地域住民に対する災害支援のあり方について～」に参加した県内12福祉施設・事業所による13の実践をまとめ、災害時の福祉施設・事業所の社会福祉法人としての使命を果たすためのポイントを整理しています。

ガイドブックVol.2では、講師の佛教大学 後藤 至功先生による事業継続計画(BCP)を策定・改善するための7つの視点から、2つのモデル施設の実践を捉え、福祉施設におけるBCP策定の手順を示しています。

これらを踏まえ、令和4年度では、改めて、災害時の住民支援体制の重要性やプロセス等を整理しました。

ガイドブックVol.3では、福祉施設・事業所が「災害時の住民支援体制」に取り組む重要性や意義等、基本的な考え方をまとめた上で、日頃から社会的弱者と言われる方々等に寄り添っている福祉施設・事業所だからこそできそうなこと（取り組めそうなこと）についてご提案しています。

ぜひ、災害福祉支援体制について新たな取組を始めようとしている福祉施設・事業所の方々に、取組を進めているが今のままで良いのか困っている福祉施設・事業所の方々に、ご活用いただき、地域公益活動の一助になれば幸いです。

① 福祉施設・事業所が「災害時の住民支援体制」に取り組む重要性・意義とは

そもそも、どうして福祉施設・事業所が、「災害時の住民支援体制」に取り組む必要があるの？



ポイントその①

- ★福祉施設・事業所は、平時だけでなく、災害時においても、**公益性・非営利性の高い社会福祉法人としての使命**を果たす必要があります。
- ★日頃から地域の困りごととは何か、住民や関係機関と一緒に考え、備えることで、“**災害時にも強い地域づくり**”を目指すことが大切です。



補足解説

- 近年、少子高齢化や人口減少で地域や家庭での支えあいが弱まり、地域の課題や困りごとが複雑化・多様化する一方、毎年大規模な災害が全国各地で発生しています。
- 一般的に“**平時から住民同士のつながりが強い地域ほど、災害対応力が高い地域**”だと言われています。福祉施設・事業所が、今ある地域の困りごとから、災害時にも起こりうる地域の困りごとを想定し備えることは、減災や二次的被害の防止、被災者のその後の生活支援の観点からも非常に重要です。
- 福祉施設・事業所は、災害時の利用者の安全確保はもちろんですが、公益性・非営利性の高い社会福祉法人として、日頃から地域公益活動等を通じて、住民同士がつながるきっかけづくり等を行い、住民や関係機関と一緒に「災害にも強い地域づくり」を目指していくことが大切です。

参考▶厚生労働省資料／社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

平成30年1月23日の通知改正により「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られ、災害時の福祉支援体制づくりも位置づけられています。

「地域における公益的な取組」通知のポイント

○ 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たっての障壁となっているとの指摘もあつたことから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項
社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

事項	これまで生きていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可	直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	・ 行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域のつながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む	・ 災害時の福祉支援体制づくり ・ 関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	現に支援は必要としていなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	・ 現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む	・ 地域住民を対象とした介護技術に関する研修 ・ ボランティアの育成
「無料又は低額な料金」の解釈	公費を受けている場合は一切該当しない。	公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可	
所轄庁の役割	3要件を満たさない取組は要件を満たさずよう指導	取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める	

「災害時の住民支援体制」について考える大切さは分かったけど、実際に災害時に困る人ってどんな人？



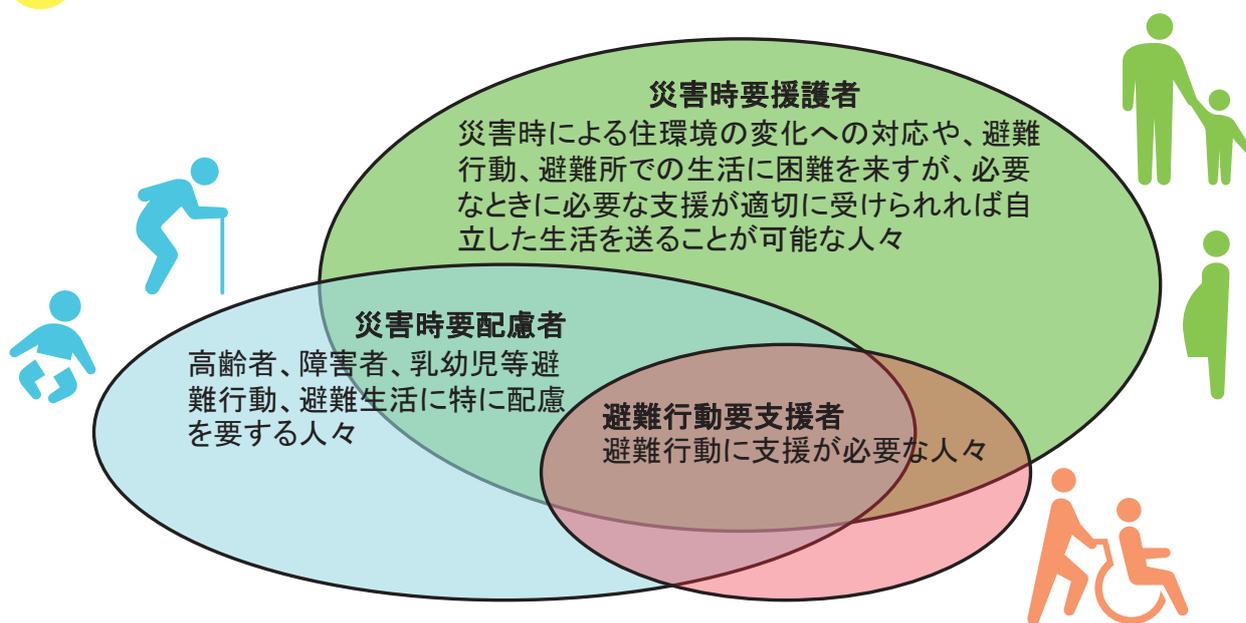
ポイントその②

- ★災害により支援が必要となった方だけでなく、高齢者や障がいのある方、児童等、**発災前から福祉的な支援や医療を必要とする方**等、さまざまです。
- ★あなたの福祉施設・事業所がある**地域にどのような方がいらっしゃるのか目を向ける**ことが大切です。

補足解説

- 災害時の住民支援体制を考えるにあたっては、自治会や行政、社会福祉協議会等と連携しながら、地域にどのような支援を必要とされる方が、どのくらいいらっしゃるか確認することが大切です。そのための準備として、まずは、「災害時要援護者」や「災害時要配慮者」、「避難行動要支援者」等、用語の定義を整理・確認することからはじめましょう。

参考▶ 災害時要援護者、災害時要配慮者、避難行動要支援者の整理



【最新 社会福祉士養成講座・精神保健福祉士養成講座 6 地域福祉と地域包括支援体制】
中央法規出版, p.205.より引用

- 他にも、以下の5つの症状は、災害発生による急激な環境変化やストレス等によって症状が発生したり、悪化したりすると言われているので配慮が必要です（佛教大学 専門職キャリアサポートセンター 専任講師 後藤 至功氏の本部会 講義資料より）。

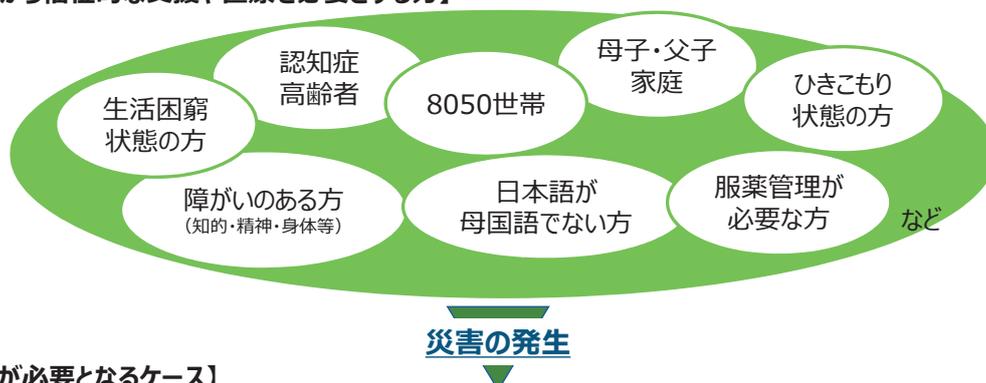
●アルコール依存症 ●認知症 ●うつ傾向 ●脳卒中 ●がん

●災害時に支援が必要となるケースには、主に2つのパターンがあります（下記〈参考〉参照）。

パターン①「日常（災害発生前）から抱えていた生活課題が災害をきっかけに、より複雑化・重篤化するケース」では、すでに何らかの福祉サービスを利用している場合が多いですが、**パターン②「災害をきっかけにして新たな生活課題を抱えることになったケース」**では、相談機関や支援に結びつくまでに時間を要してしまうリスクが高い状態にあります。どちらのパターンも地域の中からいかに早くその方々の声を拾い、支援に結びつけることができるかが重要です。

参考 ▶ 災害時に「本当に支援が必要な方」とは

【地域で発災前から福祉的な支援や医療を必要とする方】



【災害時に支援が必要となるケース】



▶ **災害時にいかに早く支援に結びつけることができるかが重要**

事務局作成

●だからこそ、福祉施設・事業所は、平時からの地域の見守りや声かけ等を行い、あらかじめ地域にどのような福祉的な支援や医療を必要とする方々がどの程度いらっしゃるかどうか把握しておく必要があります。

●加えて、福祉施設・事業所は、高齢者や障がいのある方、児童等に日々寄り添っている専門的なケアやノウハウを活かして、避難後や避難先から日常に戻っていく際の支援についても専門性を発揮することが期待されます。災害時にその方の心理的・身体的・社会的なアセスメントをして、社会資源につなげていくことは、福祉施設・事業所の強みであり、福祉施設・事業所だからこそできる取組ではないでしょうか？



要配慮者という枠に支援者側がおさめるのではなく、生活モデルの視点で、災害時にもその方のできることや、できる力にも目を向けながら考えることも大切です。



福祉施設・事業所の現状としては、人手不足だし、新たな取組に着手することが難しいのが現状。どうしたらよいの？



ポイントその③

まずは、住民の方々と一緒に**福祉施設・事業所周辺地域の防災マップづくり**に取り組んでみるのはいかがでしょうか？

補足解説

- 「災害時の住民支援体制」というと難しく聞こえるかもしれませんが、日頃から地域の困りごとが何か知ったり、自治会長や民生委員、福祉委員、地区社協等の住民と顔の見える関係性を作るためにも「まずは自分たちの施設がある地域について一緒に知ってみませんか？」と、住民との防災づくりから始めると取り組みやすいかもしれません。
- 直接、住民の誰に声をかければ良いか分からない場合は、日頃から地域のサロンや居場所づくり等を行い、地域の社会資源や、キーパーソンの方にも詳しい市町村社会福祉協議会にご相談してみることも一つです。
- いきなり「災害」をテーマに話しにくい場合は、普段の暮らしのなかでの「地域の困りごと（地域生活課題）」について、聞いてみられてはいかがでしょうか？

実践者に聞く

〈住民と一緒に作る防災マップのコツ〉



(福)ことぶき会 特別養護老人ホーム
牟佐げんき
施設長 重實 剛 委員

町内会の自主防災組織立ち上げ時に岡山市の指導を受けながら、防災マップづくりをしました。「やっぱりここが危ないなあ」と共通の話題ができたことで、住民さんの参画意識も高まり、一体感も生まれました。

“地のことは地の人に聞く” のが一番だと改めて思いました。

さらに、警察や行政等の専門家を巻き込むと、法律面等の助言も得られやすいので、より取り組みやすいと思います。



住民との防災マップづくりにも、取り組みたいけど、今すぐには難しそう… 何かよい方法はないの？



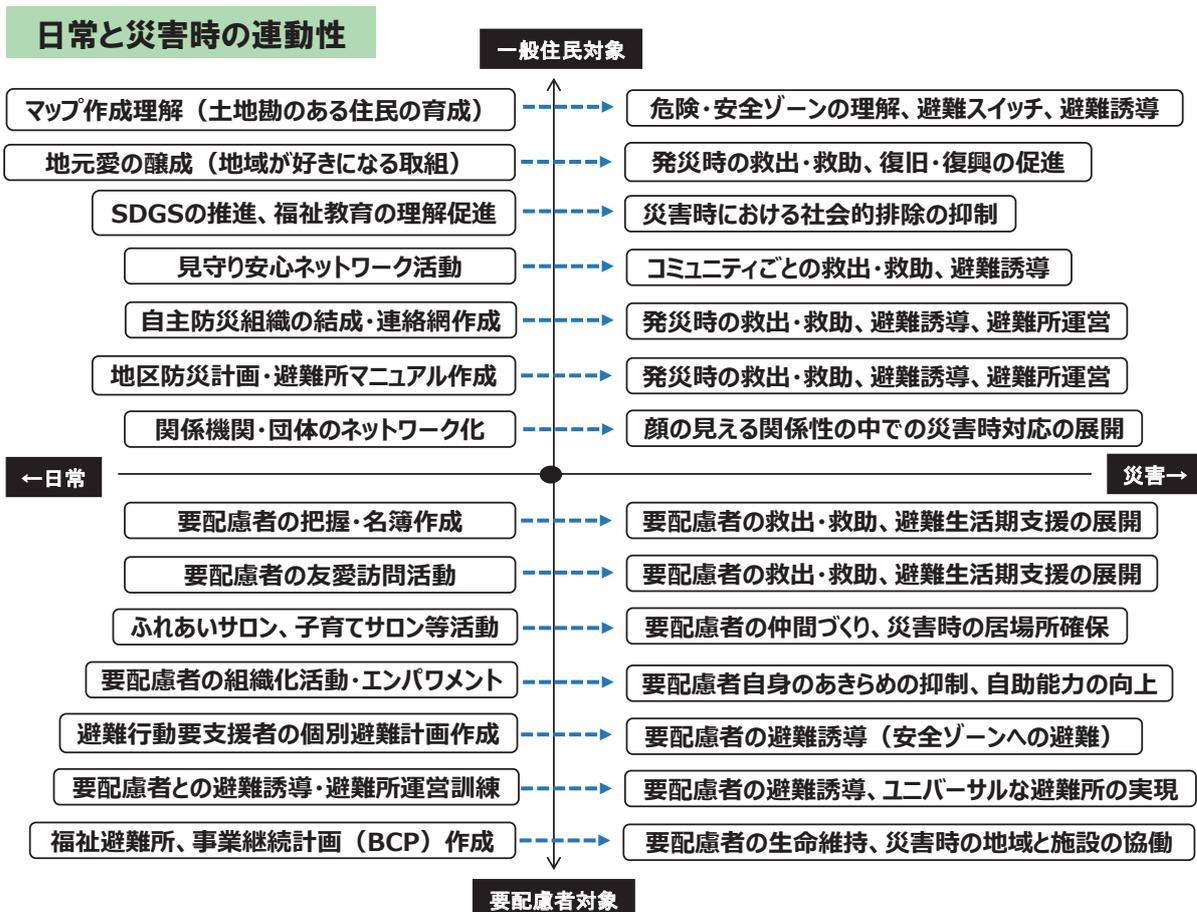
ポイントその④

「災害時の住民支援体制」は、地域公益活動のひとつです。平時の地域公益活動が、災害時には、どのように活かされるか意識したり、少し工夫するだけでも取り組みます。**すでに今されている地域公益活動を、みなさんで捉え直してみる**のはいかがでしょうか？



補足解説

- 災害の備えは重要ですが、それだけではモチベーションを維持したり、取組の継続も難しくなってしまう。災害時を日常の延長線上と捉えて、日頃の取組から災害時の取組を意識する（平時の取組をベースに災害にも強い地域づくりを行う）ことが重要です。



（佛教大学 専門職キャリアサポートセンター 専任講師 後藤 至功氏の本部会 講義資料より）



具体的な方法・視点

「平時の地域公益活動」から「災害時の住民支援体制」へ

2-1 福祉施設・事業所での取組(想定例)

福祉施設・事業所が、日頃の地域公益活動から、どのように災害時の取組を意識すればよいか具体例をお示しします。ぜひご参考になさってみてください。

取組例①移動支援

平時の取組 / **デイサービス車輛等による移動支援**

災害時・防災の取組 / **個別避難計画における避難ルート確認**

日頃から買い物や外出することが難しい高齢者や障がいのある方等は、発災時にも避難所までの移動が困難なことが想定されます。そのような場合は、送迎の運転手の方等、道に詳しい職員が住民や行政等と一緒に避難ルートを確認しておくことも大切です。



(福)津山みのり学園
業務執行理事・園長 寺坂 弘昭 委員

近年の災害で、多くの高齢者や障がいのある方々等が逃げ遅れ、被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となっています。

取組例②食料支援

平時の取組 / **保育園が実施する子ども食堂**

災害時・防災の取組 / **避難者への炊き出し支援、子どものアレルギー食への対応**

保育園が持っている調理場を活かして、平時から子ども食堂等により、子どもの居場所や孤食防止に取り組むことは、災害時の住民の食事面の支援、栄養管理にもつながります。特に、アレルギー対応食が提供できることも福祉施設の強みと言えます。



(福)ことぶき会 特別養護老人ホーム
牟佐げんき 施設長 重實 剛 委員

少しコストはかかりますが、備蓄品をすべてアレルギー対応食にしておくことは大切です。自施設で試食会をすると、コストや味、調理をどうするか等、結構話が盛り上がりますよ。(笑) また、これまで5回以上、2階への垂直避難(施設内避難)を行いました。調理場が1階にあることや調理員さんの身の安全も考慮すると、調理の手間はかからないものが良いと思います。

取組例③相談支援

平時の取組 / 地域の高齢者や障がいのある方、子育ての相談会・ひきこもり相談

災害時・防災の取組 / 避難所での困りごと相談
災害ボランティアセンターでのニーズの聴き取り、相談コーナーの設置

日頃の相談援助の専門性を活かして、ご本人やご家族の気持ちに傾聴し、活動できる制度やサービスをご紹介したりすることは、災害時においても、被災者の心の支えとなります。特に、避難所や、市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターでの活動について日頃から関心を持ち、参加することで地域への理解も深まります。



(福)吉備の里 吉備の里希望
施設長 丸山 力 委員

福祉施設でのソーシャルワーク・ケースワークは、常に当事者主体が基本です。災害時にも個々の守秘事項に留意しながら個別の相談事その他、関係する機関への連携等（ネットワークの構築）、ご本人に限らず、ご家族も対象にした助言や支援が期待できると思います。

取組例④学習支援

平時の取組 / 地域の子どもの学習支援、遊び場づくり

災害時・防災の取組 / 被災家屋の片付け時の子どもの見守り
子ども同士の交流、孤立防止

発災すると、避難所等の生活環境が一変し、子どもにとっては、教科書や勉強道具が泥だらけで使えなくなったり、遊び場もなくなる等のストレスが生じます。被災家屋の片付けの日中に学習できる場を提供したり、子どもと関わる中で、悩みや相談にのることで、子ども自身のケアとともに、ご家族の心理的負担の軽減にもつながります。



(福)クムレ 副理事長
財前 亘 委員

福祉施設・事業所は、日頃から地域の中で人と人の接点であったり、ランドマークとして住民に認知されています。社会資源としての役割を發揮するためにも、日頃からの住民を巻き込んだ備えや計画立案が必要ではないでしょうか。

具体的な方法・視点

「平時の地域公益活動」から「災害時の住民支援体制」へ

取組例⑤交流・居場所づくり

平時の取組 / ふれあいサロン・就園前の住民向けの子育てサロンの開催

災害時・防災の取組 / 住民同士の仲間づくり、孤立防止

日頃から地域でのサロン活動等を通じて、住民と福祉施設・事業所が近い存在となれば、職員とのコミュニケーションも円滑となり、災害時の連携もスムーズになります。

福祉施設や事業所に足を運んでもらったり、サロン活動等を通じて、住民に対して福祉施設・事業所がどのようなところかお伝えしておくこと、災害時に福祉施設・事業所ができることや難しいこと等、地域との事前の協議が行いやすくなります。



(福)クムレ 副理事長
財前 亘 委員

災害時には、地域資源として施設を頼る住民がいらっしゃるかと思います。日頃から施設と地域の交流を通じて、福祉施設・事業所の特色や役割を伝えておくことで、災害時にも住民と連携して福祉施設・事業所の機能を発揮することができます。

取組例⑥福祉教育

平時の取組 / 住民を対象とした認知症やアルコール依存等の勉強会、出張講座

災害時・防災の取組 / 避難所生活上でのケア・環境整備への配慮

ポイントその② (4ページ参照)でもお伝えしたように、発災時には支援を必要とする方々がいらっしゃる的同时に、平時から困りごとや生きづらさを抱える方も少なくありません。福祉施設・事業所職員の専門的なケアや、ノウハウ・知識を、住民に分かりやすく伝えることで、災害時にもちょっとした配慮が住民同士でできるようになります。



(福)吉備の里 吉備の里希望
施設長 丸山 力 委員

地域の作業所等に通われている利用者さんも住民のおひとりであり、福祉施設や事業所に勤める私たちも住民のひとりです。

ちょっとしたケアのコツや、利用者さんへの声かけのポイント等を、勉強会や出張講座等で、普段から住民にお伝えしておくこと、避難所等で不安になったり混乱される方がいても、住民さん同士で落ち着いて行動できるようになるのではないのでしょうか。

取組例⑦イベント

平時の取組 / 地域のお祭り・清掃活動への参加、フォトコンテスト等の企画・開催

災害時・防災の取組 / 住民の地域への愛着意識の向上

地域防災の観点から考えると、土地勘のある方や、地元へ愛着がある方等を育むことがとても重要です。福祉施設・事業所が住民向けのイベント等を企画したり、地域の行事に参画することで、地元にある社会資源・強みを知ったり、住民との信頼関係づくりにもつながります。



(福)吉備の里 吉備の里希望
施設長 丸山 力 委員

住民に福祉施設・事業所のスペースを開放したり、地域のイベントや行事のメンバーとして積極的に参画したりすることで、福祉施設・事業所がより地域に根ざした必要な存在として認識されるようになります。

取組例⑧見守り支援

平時の取組 / 花植え活動、プランターづくり

災害時・防災の取組 / 住民同士の声かけあい

他県では、福祉施設や事業所が、野菜やお花の苗とプランターを準備し、住民の方々にご自宅の前等の人目に付くところで育ててもらうことで、住民同士が声をかけ合うきっかけづくりをしている地域もあります。避難時に躊躇してしまう場合も、「一緒に逃げましょう」と声をかけ合えるような仕組みづくりにつながります。



(福)津山みのり学園
業務執行理事・園長 寺坂 弘昭 委員

福祉施設・事業所も、地域の“ご近所さん”の一員です。「施設だから」「住民だから」という枠を超えて、福祉施設・事業所が住民の方々と共に笑い合える、声かけできる関係性ができていれば、災害時の声かけもしやすいのではないのでしょうか。

具体的な方法・視点

「平時の地域公益活動」から「災害時の住民支援体制」へ

2-2 市町村域における社会福祉法人等ネットワークでの災害支援関連の取組紹介

一つの福祉施設・事業所だけでは難しい取組もあるかもしれません。最後に、**平時からの種別を超えた福祉施設・事業所と社会福祉協議会の協議・学び合いを通じて**、災害時の住民支援に取り組まれている玉野市と総社市のネットワークについてご紹介します。

玉野市 玉野市社会福祉法人ネットワーク協議会 〈災害用資機材ストックヤードの設置〉

- ◆玉野市内にある全15法人が加入する同協議会では、令和3年度から防災について検討を始め、現在、市内中学校区7か所に、**災害時に自治会・町内会等への資機材の貸出ができるよう、福祉施設の敷地の一角に「災害用資機材ストックヤード」**を設置しています。
- ◆未設置法人は管理点検等の役割を担うことで協力体制を整備しています。
- ◆いざという時の災害での対応に備え、法人と地域住民組織、さらには法人同士の連携を図り、**今後は設置エリアごとに、地域住民組織と防災訓練や、勉強会等も行う予定**とのことです。
- ◆平時から地域とともに災害について考えるなかで、より新たな地域の課題への気づきや取組も期待されます。



総社市 ふくしネットそうじゃ(総社市社会福祉法人社会貢献活動推進協議会) 〈災害ボランティアセンター設置演習でのニーズ調査・車輛提供〉

- ◆同協議会は、平成30年7月豪雨の際、福祉施設・事業所が総社市社会福祉協議会の災害支援に協力した経験を踏まえ、令和3年度より総社市社協内にある総社市ボランティアセンターの「災害ボランティア部会」に参画しています。
- ◆令和4年度に**総社市社協が実施した災害ボランティアセンター設置演習では、企画段階から関わりました。**
- ◆今回の演習では「要配慮者班」という班がつけられ、**福祉施設職員が相談支援のスキルを活かして、社協職員と一緒に被災した**(と想定している)美袋地区に出向き、ニーズ調査を行いました(当日ボランティア等が現地に移動するための福祉車輛の提供も行いました)。
- ◆平時から社協と福祉施設・事業所が互いに話し合い、実際に一緒に動くことで、住民の災害支援に取り組まれています。



まとめ

本ガイドブックVol.3では、新たな取組を考えるのではなく、今すでに行っている地域公益活動が災害時にどう役立つか捉え直す、意味づけをすることの重要性についてお伝えしてまいりました。

趣旨としましては、県内の福祉施設・事業所のみなさんが、日々、目の前の利用者の支援にご尽力されていることや「事業継続計画（BCP）の策定や福祉避難所等が大切なのは分かっているがそこまで手が回らない」「何からすればよいか分からない」等、切実な声も聞かれるなか、災害時の住民支援体制について考え、取り組んでいただきたいという思いによるものです。

岡山県では全27市町村のうち、22市町村21圏域で、市町村域における社会福祉法人のネットワークが設置されています（令和5年2月末現在）。

ネットワークでは、それぞれの地域の困りごとに応じて、緊急一時的な食料支援や、中間的就労等の支援、地域の防災・減災活動支援等、さまざまな活動が行われており、今後も新たな取組実践が期待されるところです。

福祉施設・事業所のみなさまにおかれましては、市町村域ネットワークの取組に関心を持って参画いただくとともに、地域公益活動を通じて、平時から災害時、災害時から平時を考え、住民や行政、関係機関と「災害にも強い地域づくり」に向けて、取り組んでいただければ幸いです。



●部会委員としての感想、福祉施設・事業所の方々へのエール



(福)ことぶき会 特別養護老人ホーム
牟佐げんき 施設長 重實 剛 委員

自施設の経験として、BCP（屋外避難想定&シミュレーション）策定の際に、地域を巻き込みながら進めたことで、町内会長さんからも「すばらしい取組ですね」と評価をいただいたことがありました。

「成功への最速の道は、最速で失敗を繰り返すこと」だと思えます。

取り返しのつかない事態はもちろん避ける必要がありますが、上手くいかないことがあっても行動し、少しずつ取組を進めてみてはいかがでしょうか。

災害支援を基軸とした部会でしたが、地域公益活動の重要性を考える上では、極めて重要な部会に参加させていただいたと思っています。日常的な支援やケア、相談やネットワークづくりなど、福祉施設・事業所の機能を高めることは、地域の力を高めることにつながると感じました。

支援者の中には、住む場所と働く場所の2拠点の方もいると思います。それぞれの地域の活動・情報を両地域で活用・還元できれば、結果として地域公益力アップにつながると期待しています。



(福)吉備の里 吉備の里希望
施設長 丸山 力 委員

本ガイドブックの作成過程



| **第1回** | 令和4年9月13日 出席者：14名（4法人5施設）

● **第1部／勉強会**

「社会福祉法人における災害時の住民支援体制づくりの重要性」

佛教大学 専門職キャリアサポートセンター 専任講師 **後藤 至功** 氏

社会福祉施設が災害時の住民支援体制に取り組む意義、目指すべき姿、災害時の住民支援体制に関する他都道府県での好事例の紹介 等

● **第2部／意見交換**

社会福祉施設として地域住民と災害時の住民支援体制を考えるための方法等について

※令和2年度に実施した「災害福祉支援プログラム検討会」の参加施設・事業所にも参画いただき、情報交換を行った。

| **第2回** | 令和4年12月26日 出席者：5名（委員3名、事務局2名）

- **社会福祉施設が「災害時の住民支援体制」に取り組む重要性・意義について**
- **平時の地域公益活動を活かした災害時における社会福祉法人の取組とは**

社会福祉施設における災害福祉支援体制の構築部会 構成委員名簿

部会長 寺坂 弘昭	岡山県社会福祉法人経営者協議会 理事 (福)津山みのり学園 業務執行理事(兼)園長
財前 亘	岡山県社会福祉法人経営者協議会 岡山県社会福祉法人経営青年会 幹事 (福)クムレ 副理事長
重實 剛	岡山県老人福祉施設協議会 地域密着型施設部会 副部会長 (福)ことぶき会 特別養護老人ホーム 牟佐げんき 施設長
丸山 力	岡山県障害福祉施設等協議会 理事 (福)吉備の里 吉備の里希望 施設長

福祉施設における災害支援プログラム ガイドブックご紹介



令和2年度は「コロナ禍における地域住民に対する災害支援のあり方について」をサブテーマに、「住民が避難してきて受入れが可能だろうか」、「食料や感染症対策に必要な衛生用品が足りるだろうか」、「近隣住民にはどのような支援が必要だろうか」といった不安や課題に対し、参加施設の実態を踏まえた様々な検討を行いました。

本ガイドブックは、13参加施設が取り組んだ実践内容をまとめるとともに、災害時の福祉施設の社会的使命を果たすためのポイントを整理したものです。各福祉施設の更なる地域に開かれた施設づくりの一助になれば幸いです。



令和3年度は、社会福祉法人クムレが運営する栗坂地区内複数事業所と、社会福祉法人ことぶき会が運営する特別養護老人ホーム 牟佐げんきの2施設をBCP策定・改善のモデル施設として選定し、検討を重ねました。

本ガイドブックは、その実践内容から、福祉施設におけるBCP策定の手順を整理したものであり、今後、県内の福祉施設における災害時の対応力の向上と、災害時の公益的な取組につながる一助になれば幸いです。



県内の市町村域における社会福祉法人等ネットワーク設置状況

【ネットワーク設置済の市町村】 21圏域(22市町村) 令和5年2月末現在

市町村	ネットワーク名称	ネットワーク事務局等連絡先			
		事務局等窓口	〒	住所	電話番号
1 岡山市	—	岡山市社会福祉協議会	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館内	086-225-4051
2 倉敷市	—	倉敷市社会福祉協議会	710-0834	倉敷市笹沖180 暮らし健康福祉プラザ内	086-434-3301
3 津山市	津山市社会福祉施設連絡会	社会福祉法人 鶯園	708-0844	津山市瓜生原337-1	0868-26-0888
4 玉野市	玉野市社会福祉法人ネットワーク協議会	玉野市社会福祉協議会	706-0002	玉野市築港4-25-10	0863-31-5601
5 笠岡市	笠岡市社会福祉法人連絡会	笠岡市社会福祉協議会	714-0098	笠岡市十一番町15 笠岡市老人福祉センター内	0865-62-3507
6 井原市	井原おもしろネットワーク	井原市社会福祉協議会	715-0019	井原市井原町1110 井原市総合福祉センター内	0866-62-1484
7 総社市	ふくしネットそうじゃ(総社市社会福祉法人 社会貢献活動推進協議会)	総社市社会福祉協議会	719-1131	総社市中央1-1-3 総社市総合福祉センター内	0866-92-8555
8 高梁市	高梁市社会福祉法人連絡会	高梁市社会福祉協議会	716-0029	高梁市向町21-3 高梁市総合福祉センター内	0866-22-7243
9 新見市	新見市社会福祉法人連絡協議会	新見市社会福祉協議会	718-0016	新見市金谷640-1 新見市地域福祉センター内	0867-72-7306
10 備前市	ささえ♡福祉ネットワークびぜん	備前市社会福祉協議会	705-0022	備前市東片上126 備前市役所2階	0869-64-3033
11 瀬戸内市	ささえ愛ネットせとうち(瀬戸内市社会福祉 法人等地域公益貢献活動推進協議会)	瀬戸内市社会福祉協議会	701-4246	瀬戸内市邑久町山田庄862-1 邑久町総合福祉センター内	0869-22-2940
12 赤磐市	赤磐市社会福祉法人連絡会	赤磐市社会福祉協議会	709-0821	赤磐市河本778-1 山陽総合福祉センター内	086-955-8777
13 真庭市	まにわささえ愛ネット (真庭地域社会福祉法人連絡会)	真庭市社会福祉協議会	719-3201	真庭市久世2928 久世保健福祉会館内1階	0867-42-1005
14 美作市	美作お助け隊 (美作市内社会福祉法人等連絡協議会)	美作市社会福祉協議会	709-4234	美作市江見280 作東長寿センター内	0868-75-2622
15 浅口市	浅口市社会福祉法人連絡会「かけはし」	浅口市社会福祉協議会	719-0243	浅口市鴨方町鴨方73	0865-44-7744
16 和気町	和気町社会福祉法人連絡会設立総会	和気町社会福祉協議会	709-0495	和気町尺所555 和気町総合福祉センター内	0869-93-2002
17 早島町	ほっとけんネット早島 (早島町社会福祉法人連絡協議会)	早島町社会福祉協議会	701-0303	早島町前湯249-1 早島町地域福祉センター内	086-482-3000
18 里庄町	—	里庄町社会福祉協議会	719-0301	里庄町大字里見1107-2 里庄町老人福祉センター内	0865-64-7218
19 矢掛町	さくら福祉ネット 宿場町やかげ (矢掛町社会福祉法人連絡会)	矢掛町社会福祉協議会	714-1201	矢掛町矢掛3016-1 矢掛町農村環境改善センター内	0866-82-0848
20 新庄村	※真庭市「まにわささえ愛ネット」に参画	真庭市社会福祉協議会	719-3201	真庭市久世2928 久世保健福祉会館内1階	0867-42-1005
21 鏡野町	—	鏡野町社会福祉協議会	708-0333	野町古川439-1 鏡野町福祉センター内	0868-54-1243
22 勝央町	勝央町福祉ネット金時 (勝央町社会福祉法人連絡会)	勝央町社会福祉協議会	709-4334	勝央町平242-1 勝央町総合保健福祉センター内	0868-38-2160
23 奈義町	※既存の地域ケア会議にて対応	奈義町社会福祉協議会	708-1323	奈義町豊沢327-1 保健相談センター内	0868-36-6363
24 西粟倉村	—	西粟倉村社会福祉協議会	707-0503	西粟倉村影石95-3	0868-79-2561
25 久米南町	久米南町社会福祉法人連絡会	久米南町社会福祉協議会	709-3614	久米南町下弓削515-1 久米南町保健・福祉センター内	0867-28-2000
26 美咲町	あったかこころネットみさき (美咲町社会福祉法人等連絡協議会)	美咲町社会福祉協議会	709-3717	美咲町原田3108-10 美咲町中央ふれあいセンター内	0868-66-2940
27 吉備中央町	吉備中央町ほっと!コネクション!! (吉備中央町社会福祉法人連絡協議会)	吉備中央町社会福祉協議会	716-1122	吉備中央町竹荘541 デイサービスセンターしらさぎ内	0866-54-1818

※ネットワークが未設置(または検討中)の市町村においては、市町村社会福祉協議会の連絡先を記載しております。

福祉施設における災害支援プログラム ガイドブック Vol.3

【発行年月】 令和5年3月

【発行者】 岡山ささえ愛センター(岡山県地域公益活動推進センター)
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086-226-2835



この事業は、岡山県赤い羽根共同募金配分金を活用しています。